

馬淵川 ②

1 漁業権番号	内共第17号（馬淵川）							
2 漁場の区域	岩手県と青森県との境界から上流の馬淵川本流及びその支流の区域（八幡平市西根寺田及び荒木田の区域を除く。）							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り がら掛け	馬淵川と安比川との合流点から上流の馬淵川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	4月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	置釣り	〃	1月1日から12月31日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃			
		こい	餌釣り	〃	〃			
	わかさぎ	〃	大志田ダム湖の区域	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間				
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、2尾以内とする。							
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		一戸町越田発電用取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの区域			1月1日から12月31日まで			
		一戸町姉帯字名子根えん堤上流端から上流300メートルの地点までの区域			〃			
葛巻町市部内大名神淵から上流300メートルの地点までの区域			〃					
葛巻町寺畑屋淵から上流200メートルの地点までの区域			〃					
葛巻町泡淵から上流200メートルの地点までの区域			〃					
一戸町大志田ダムえん堤上流端の上流1.5キロメートルの地点から同えん堤下流端の下流510メートル（大志田橋）の地点までの区域			〃					
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）による採捕は、禁止する。							
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
	いわな		〃					
	うなぎ		30センチメートル以下					
	うぐい		10センチメートル以下					
	こい		〃					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,200	円 7,000	組合事務所及び指定販売所	
		雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい	餌釣り 擬餌釣り	600	5,000		

	遊漁券販売所	うなぎ	置釣り				
		こい	餌釣り				
		わかさぎ	わかさぎ	餌釣り	600		
		ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。					
		名 称	電話番号	名 称	電話番号		
岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。							
5 遊漁に際し守るべき事項	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円	円	岩手県内水面 漁業協同組 合連合会事 務 所 Tel 019-623 -8712
			やまめ さくらま す いわな う ぐい	餌釣り 擬餌釣り			
			うなぎ	置釣り			
			こい	餌釣り			
			雑魚	やまめ さくらま す いわな う ぐい	餌釣り 擬餌釣り	15,700	
		うなぎ		置釣り			
		こい		餌釣り			
(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							